

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	高等学校授業料徴収管理システムデータ抽出業務
発 注 課	札幌市教育委員会生涯学習部学校経理係
選 定 事 業 者	富士通Japan株式会社北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務の円滑な実施にあたっては、高等学校授業料徴収管理システム（以下、「本システム」という。）のプログラム構成やデータベース方式等について熟知していることが不可欠である。</p> <p>本システムは、富士通Japan（株）にシステムの著作権が帰属しているため、他業者が本システムのデータベース構造、データベース方式、機能、特性及び制約条件を把握することはできず、データを出力することは不可能であり、本業務を履行することはできないと判断できる。</p> <p>以上のことから、本件委託業務の履行が可能な者は、上記選定事業者以外をおいて他にないと判断されるため、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・ <u>第91条</u> ）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和4年10月26日